

手形抗弁

——二重無権の抗弁における固有の経済的利益——

一 はじめに

手形法において、抗弁とは手形債務者が、手形上の権利主張排斥のためにする主張である。本稿ではいわゆる二重無権の抗弁に関する判例・学説を分析検討するとともに後者の抗弁との関連において理論的整合性を検討するものである。甲乙丙の順に約束手形が振出、裏書された場合に、甲乙間および乙丙間の手形授受の原因関係がいずれも消滅した場合において、手形債務者である振出人甲がする抗弁の主張に関するものである。同様の問題は、約束手形だけではなく為替手形の場合にも発生する。この問題に関しては、比較的新しい甲府地方裁判所の平成一七年判決¹⁾がある。判旨は、最高裁判所の昭和四五年判決を引用しており、甲乙間および乙丙間の手形授受の原因関係がいずれも消滅した場合には、甲は乙に対する抗弁をもって丙に対抗することができ手形債務の履行を拒むことができると判示している。

手形所持人・被裏書人の振出人にする手形金請求にさいして、振出人は裏書人に対する抗弁を被裏書人に対抗す

金 田 充 広

ることができるのか、これはまさに人的抗弁が切断されるのかということであり手形法一七条の解釈適用が問題となる。それとともに二重無権の場合において、振出人は裏書人が被裏書人に対して有する抗弁を主張することができるのか、といういわゆる後者の抗弁の問題を包含する。これも手形法一七条の趣旨援用の問題である。すなわち二重無権の抗弁は、振出人・裏書人間の原因関係消滅という事由が、後者の抗弁に追加的に存在するにすぎないのではないか、あるいは後者の抗弁そのものと考えてもよいのではないかという考え方がでてくる。しかしながら後者の抗弁は、手形振出人が有するのではないまさに後者の抗弁を振出人が信義則上主張するものである。同じく二重無権に関する最高裁判所の昭和四八年判決^③は、後者の抗弁に関する最高裁判所の昭和四三年大法院判決を引用し権利濫用により所持人の手形金請求を排斥する。また両方の原因関係がいずれも消滅したような場合には、手形所持人のする手形金請求は権利濫用であるとともに実質的な権利者ではないのであるから、振出人は裏書人に対抗することができる抗弁をもって所持人に対抗できるということもできる。最判昭和四五年は、以下において検討するように手形所持人の固有の経済的利益の有無の観点から手形金請求ができるか否かを検討するものである^④。後者の抗弁を援用する判例理論との比較検討が重要である。また隠れた取立委任裏書等においても援用されている固有の経済的利益の概念との関連についても検討が必要であろう。

(1) 甲府地判平成一七年一月一八日 平成一七(ワ)四〇約束手形金請求事件 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/3F869AD1559f78645492570c400048f16.pdf> 以下、「甲府地判平成一七年」という。甲が金融を得ることを目的として乙に手形を振出したが約束の期限までに割引金は交付されず、乙が原因関係がいっさい存在しないのに丙に手形を裏書交付したものである。裁判所は丙の手形金請求に対し丙は手形金の支払いを求める何らの経済的利益も有さない手形所持人であるから甲は手形債務の履行を拒むことができると判示している。笹本幸祐「判批」法学セミナー六一四号一二四頁参照。

(2) 最判昭和四五年七月一六日民集一四卷七号一〇七七頁。以下、「最判昭和四五年」という。判批として、大塚龍児「判批」

手形小切手判例百選「第四版」(一九九〇年) 六六頁、河本一郎「判批」判例評論一四五号(六一八号) 二九頁、菊池和彦「判批」手形小切手判例百選「第六版」(二〇〇四年) 七四頁、塩田親文「判批」民商雜誌六五卷一号一九頁、竹内昭夫「判批」法協八九卷二二七頁、戸塚登「判批」昭和四五年重要判例解説(一九七一年) 九五頁、本間輝雄「判批」企業法研究一八八輯五四頁、横山長「判批」法曹時報二三卷五号二二〇頁など参照。

(3) 最判昭和四八年一月一六日民集二七卷一〇号一三九一頁。以下、「最判昭和四八年」という。判批として、河本一郎・民商法雜誌七一巻四号一三〇頁、竹内昭夫・法学協会雜誌九二巻五号一二七頁、龍田節・手形小切手判例百選(第三版)「別冊ジュリスト七二」七〇頁、戸塚登・判例タイムズ三一六号一一〇頁など参照。

(4) 最大判昭和四三年二月五日民集二二巻一三三三五四八頁。以下、「最大判昭和四三年」という。判批として、後藤静思「判批」旬刊金融法務事情五三七号二六頁、鈴木竹雄「手形金の請求と権利の濫用」手形小切手判例百選「第三版」(一九八一年) 六八頁、龍田節「手形金の請求と権利の濫用」手形小切手判例百選「第五版」(一九九七年) 六四頁、三原園子「判批」手形小切手判例百選「第六版」(二〇〇四年) 七六頁、福岡博之「判批」週刊金融・商事判例一五九号二頁、本間輝雄「判批」企業法研究一八八輯五四頁など参照。

(5) 裁判官が一般条項によるまでもないと考えたためであろうとか手堅いとの評価がある。竹内・前掲註(2) 法協八九巻二二〇頁、戸塚・前掲註(2) 重判解説九五頁他参照。

二 二重無権の抗弁に関する判例理論の展開

1 概説

いわゆる二重無権において手形が甲乙丙の順に振出・裏書され甲乙間および乙丙間両方の原因関係がいずれも消滅した場合に、手形所持人丙のする振出人甲に対する手形金請求の可否に関する判例理論に関しては、最高裁判例およびその他裁判例をいくつか検討することが必要であろう。一方において、人的抗弁の個別性に鑑み後者の抗弁を振出人甲が主張することができるとするために、信義則という一般条項を援用する最大判昭和四三年の判例理論

があり、これをそのまま使えるのではないかという考え方も成り立ちうる。最判昭和四八年は、この判例理論を援用するものである。他方において甲乙間および乙丙間いずれの原因関係も消滅した場合には、甲は乙に対する抗弁を丙に対して主張することができるとする最判昭和四五年がある。この判決において裁判所は裏書人丙が権利主張するにつき固有の経済的利益を有しているか否かを判断している。

手形を所持する被裏書人が振出人に対して手形金請求するにさいして、その権利主張を拒否される場合には、自己に対する抗弁を主張される場合もあれば、前者に対する人的抗弁が切断されずに対抗されるということもある。後者の抗弁はあくまで他人の抗弁であるから、これに追加して自己の裏書人に対する抗弁が存在する場合には、単に後者の抗弁に関する理論の適用により対処できそうではある。しかし権利行使を拒む理由としては、やはり自己の有する抗弁の主張を基本としてできるのであればよりわかりやすいであろう。その意味では、手形所持人が手形金請求するにつき何らの経済的利益を有しないと、裏書人に対する抗弁を被裏書人にも対抗できるとする最判昭和四五年の考え方は適当であると考ええる。

そして二重無権の場合には、振出人・裏書人間および裏書人・被裏書人間いずれの原因関係も消滅してしまっているのであるから、固有の経済的利益という概念を持ち出すまでもなく振出人は被裏書人の権利主張を排斥できる。とすることも差し支えないのではないかとすることもできるであろう。このような場合にまで手形の無因性ということを強調するのは合理的理由に乏しいといわざるを得ないからである。特に権利移転行為有因論においては、無権利者の手形金請求ということになるからその点は明確である。

2 権利濫用理論との関連

(1) 手形法における権利濫用理論

① 最大判昭和四三年二月二十五日民集二二卷一三三三五四八頁

〔事実の概要〕

Y会社は、訴外Bに対して本件手形を含む三通の約束手形を受取人欄白地のまま、他から割引を受けた上で一部手取金から融通を受ける約定の下に振り出した。Bは、訴外A会社を代理して受取人欄をA会社と補充して本件手形に裏書しXに譲渡した。本件手形は、BがXに一四万円の債務を負担し電話加入権を売渡担保に供していたところ、右担保が処分されそうだったので、Bがその債務元利金の支払いを確保するために、Yから振り出しを受けていた本件手形に裏書して差し入れたものである。電話加入権は、XとBの間における約定に基づき、利息の支払いがないとの理由で売却処分され、その売得金が被担保債権の元利金の弁済に充当され完済となったが、Xは、元金の支払いは受けたが利息の支払いが未済であるとして手形を返還せずに、振出人たるYに対して、本件手形の支払いを求めた。

第一審は、Xの請求を認容した。第二審は、本件手形をもって支払いを確保されていた債務元利金は完済され、その裏書の原因が消滅したのであるから、その手形上の権利は裏書の趣旨からみて当然に裏書人たるAに復帰し、Xはその手形手形の形式的所持人資格を有するに過ぎないといふべく、従って振出人たるYに対してもその手形上の権利を行使できないものであるとして原判決を取り消した。これに対してXは、BのXに対する債務が弁済によって消滅したとしてもこれは裏書人であるAのXに対する人的抗弁でありYにおいて右抗弁を援用することはできないなどとして上告した。

〔判旨〕

上告棄却

「…自己の債権の支払確保のため、約束手形の裏書譲渡を受け、その所持人となった者が、その後右債権の完済を受け、裏書の原因関係が消滅したときは、特別の事情のないかぎり爾後右手形を保持すべき何らの正当の権限を有しないことになり、手

形上の権利を行使すべき実質的理由を失つたものである。然るに、偶々手形を返還せず手形が自己の手裡に存するのを奇貨として、自己の形式的権利を利用して振出人から手形金の支払を求めようとするが如きは、権利の濫用に該当し、振出人は、手形法七七条、一七条但書の趣旨に徴し、所持人に対し手形金の支払を拒むことができるものと解するのが相当である。…」

後者の抗弁に関する典型的判決が最大判昭和四三年である。事案を単純化すると、約束手形が甲、乙、丙の順に流通し、乙丙間の原因関係が無効、取り消し等により消滅した場合である。丙は手形を所持している理由がないにもかかわらず、手形行為の無因性からすると形式的には権利者である。このことを強調すると、手形所持人丙が手形金請求をしたとき、振出人はこれを拒むことができない。その部分の法律関係は、後者の抗弁の場合も二重無権の場合も同じである。

右の場合に、甲は丙の手形金支払請求を拒むことができるかという問題については、甲はこれを拒否できるといふ結論につき一致している。原因関係消滅の抗弁は人的抗弁であり特定の手形所持人に対して主張することのできる抗弁である。人的抗弁の個別性を強調するならば、手形振出人甲は、乙丙間の原因関係の消滅を理由として後者乙の抗弁を援用することができないのが原則である。初期の判例はこれを基本としていた。⁶⁾この場合には、乙は丙との間の人的関係に基づき手形外において、その原因関係上の法律関係を主張すべきことになる。

振出署名のある手形の支払を振出人に求めることが何故振出人に対して権利濫用や信義則違反になるのか明らかでないというような批判は、手形債権の無因性の観点からすると適切である。しかしながら手形所持人の法律関係は、本来裏書人に手形を返還すべきところ自らのもとに手形が存するのを奇貨として返還せずに振出人に請求し利得するにつき実質的理由がないのであるから、この請求を認めるべきでないというほうがより適当である。このよ

うな権利主張は権利濫用である。

また乙丙間の原因関係が消滅してしまっているのであるから、丙が取得した手形金は不当利得となり、丙はこれを乙に返還しなければならない。丙は、本来手形を乙に返還しなければならないのに、手形の性質上、その手形金請求を認めた上で、さらに乙の丙に対する不当利得返還請求を認めることは、煩雑な請求の循環を招くことになる。最大判昭和四三年は、手形所持人の手形金請求は権利の濫用であり、振出人は手形法一七条但書の趣旨に徴し支払を拒むことができるとした。裁判所は権利の濫用により手形所持人の請求を否定したのである。

これとは異なり、最判昭和四三年の松田裁判官の少数意見は、X（被裏書人・手形所持人）のY（振出人）に対する請求を認めた上でA（裏書人）からXに対して不当利得返還請求権を認めることになるという。権利義務関係を順番に解決する方法であるかもしれないが、これは請求の循環をもたらすだけであるとの批判も予測される。あるいは法律関係の解決を一举に完了する方法として不適切であろう。やはり後者の抗弁に関しては、濫用であるということを理由にXの請求を拒否すべきであろう。そして二重無権の抗弁の場合には、振出人と受取人の間の原因関係も消滅しているのであり、これを含めた手形流通全体を見通した利害調整の必要性があることから、手形所持人には固有の経済的利益がないという法律状態における手形所持人の抗弁切断の利益を認めないことに意義がありかつ簡単な解決を得ることができる。

(2) 二重無権の抗弁

固有の経済的利益の有無を基準として手形所持人の手形金請求の可否を判断するものとしては、次の東京高等裁判所の判決がある。約束手形がY、A、Xの順に振出・裏書され原因関係がいずれも消滅した二重無権の事案であり、⁽⁹⁾最判昭和四五年の先例的意義を有する。裁判所は、自己固有の経済的利益を有しないとき手形所持人は抗弁遮

断の利益を受け得ないと判示した。法律が人的抗弁遮断の利益を認めたのは、手形取得者の利益の保護を目的としているのであるから、その利益がないときはその保護がないという。

② 東京高判昭和三十七年五月三〇日高民集一五卷五号三八〇頁

〔事実の概要〕

訴外Aが控訴人Xとの間でダンブカー二台の売買契約を締結し、これの月賦代金相当額の手形を振り出したところ、右手形のうち不渡りになるものが生じた。そこでAは、被控訴人Yとの間で締結した砂利の売買契約にもとづく前払い代金支払いのために受け取り所持している手形を担保として裏書譲渡した。前記自動車の売買契約はAが代金残額と修理代金を支払うことができず示談により自動車の返還に伴いAに対するXの債権は全部消滅し、また砂利の売買契約はAの債務不履行により適法に解除された。

〔判旨〕

請求棄却

「…元来、法律が人的抗弁の遮断を認めたのは、手形取得者の利益の保護を目的とするものであり、したがって、もし手形所持人が当該手形につき自己固有の経済的利益を有しないときは、これに右の如き保護を与えるのは無意味であるから、かかる場合は抗弁遮断の利益を受け得ないと解するのが相当である。…」

③ 最判昭和四五年七月一六日民集二四卷七号一〇七七頁

〔事実の概要〕

Y会社は、A会社との間における掃除機三〇ダースの取引契約にもとつき約束手形二通（以下「本件手形」という。）を振り出し、同会社はこれをB会社との取引契約にもとつき同会社に裏書譲渡した。Y・A間およびA・B間の各取引契約は、いず

れも合意解除されて各取引上の代金債務は消滅し、右商品はYの手もとからAを経てBに返還されたことによつて、Yによる本件手形の振出および受取人たるAからBへの裏書の各原因関係は消滅し、YはAに対し、また、同会社はBに対して、それぞれ右手形の返還を求めることができることとなつた。Xは、本件手形をBから期限後裏書により取得して所持している。

手形判決はXの請求を認容し、第一審判決もこれを認可した。第二審判決は、このように手形上の債務者から手形上の権利者に至るすべての原因関係が消滅している場合には、あえて権利乱用の法理（最高裁判所昭和四三年一月二五日大法院判決参照）をまつまでもなく、手形上の債務者は、その直接の後者に対する原因関係消滅の抗弁をもつて手形上の債権者に對抗することができるものと解するのが相当であつて、YはBに対し直接本件手形金の支払いを拒むことができるものといわなければならないとして、原判決および手形判決を取り消した。これに対してXが上告した。

〔判旨〕

上告棄却

「…右のような事実関係のもとにおいては、Yは、手形振出の原因関係消滅の抗弁をもつて、受取人たるAに対してのみでなく、同会社から右手形の裏書譲渡を受けたBにも対抗し、手形債務の履行を拒むことができるものと解するのが相当である。けれど、かかる原因関係に由来する抗弁は、本来、直接の相手方に対してのみ対抗しうるいわゆる人的抗弁たりうるにすぎないが、人的抗弁の切断を定めた法の趣旨は、手形取引の安全のために、手形取得者の利益を保護するにあると解すべきことにかんがみると、前記のように、自己に対する裏書の原因関係が消滅し、手形を裏書人に返還しなければならなくなつてゐるBのごとく、手形の支払を求める何らの経済的利益も有しないものと認められる手形所持人は、かかる抗弁切断の利益を享受すべき地位にはないものといふべきだからである。…」

④ 最判昭和四八年一月一六日民集二七卷一〇号一三九一頁

〔事実の概要〕

X会社は、本件実用新案権の専用実施権者であつたが、Z会社に対して四〇〇万円の対価で愛媛県全域におけるその実施権

を許諾する契約を締結し、同会社は右対価支払いのため金額二〇〇万円の小切手と手形を各一通振り出しX会社に交付した。ところが小切手を支払呈示したところこれを拒絶されたので、右小切手の代わりに信用ある第三者振出の手形を入れるよう要請し、訴外人Aの依頼を受けて同人の友人であるYがZに宛てて本件手形を振り出しAが保証の趣旨で裏書してXに交付した。Xの手形金請求に対して、Yは本件実施許諾契約は要素の錯誤により無効であるなどと主張した。

第一審は、支払を認容する手形判決を認可した。第二審は、裏書の原因関係が無効であったり消滅したりして、手形の支払を求める何らの経済的利益をも有しなくなつたときは、手形上の権利を行使すべき実質的理由を失つたものといふべきであるとして、手形判決と原判決を取り消した。これに対して、Xは、原判決は、手形法一七条但書の解釈適用を誤っているなどとして上告した。

〔判旨〕

上告棄却

「…思うに、債権の支払確保のため約束手形の裏書を受けた所持人がその債権の完済消滅後に振出人に対してする右手形金の請求が権利濫用として許されないことは当裁判所の判例（昭和三八年（オ）第三三〇号大法院昭和四三年一月二十五日判決民集二二卷一三三三五四八頁）とするところであるが、同様に、債権支払確保および債権保証のため約束手形の裏書を受けた手形所持人は、裏書原因である法律行為が無効であるときには、特段の事情のないかぎり、手形を保持し手形上の権利を行使すべき実質的理由をなんら有しないのであるから、自己が手形を所持していることを奇貨として振出人に対し手形金を請求することは権利の濫用であつて許されないと解すべきである。…」

① 最判昭和四五年

(i) 固有の経済的利益の意義

最判昭和四五年は二重無権の事案である。手形所持人Xは、手形の支払を求める何らの経済的利益も有しないと

いうとともに、振出人Yは手形振出の原因関係消滅の抗弁をもって、受取人A会社に対してのみでなく、同会社から右手形の裏書譲渡を受けたB会社にも対抗し、手形債務の履行を拒むことができるものと解するのが相当であるとしている。

甲乙丙の流通における二重無権の場合に、抗弁切断に関する手形法一七条の解釈としてではなく、この場合の法律状態における手形所持人丙の固有の経済的利益の有無を基礎として抗弁切断の利益の享有主体たりうるか否かの問題として判断している。丙は手形上の被裏書人としての表示はあるが、もはや手形を裏書人乙に返還しなければならぬ地位にある。振出人が裏書人に対抗できる抗弁はこれを被裏書人にも対抗できるというのであるから、抗弁主張の観点からすると、隠れた取立委任裏書の被裏書人の地位と類似する。しかしそこには二重無権の場合のように、契約関係の解除や意思表示の取り消し等の原因関係の消滅事由があることから、被裏書人が手形を裏書人に返還すべき事情が存在しない。それどころか取立を委任されているのである。そうすると隠れた取立委任裏書の場合の被裏書人とは異なるものと解すべきである。

二重無権の場合は、裏書人も同様に受け取った手形を所持している理由がないのであるから返還しなければならぬ。そこでこれを後者の抗弁に関して初期の判例がとっていた考え方に對する批判、すなわち手形行為の無因性を前提として、甲乙丙当事者間における権利義務関係とくに不当利得返還請求の循環の非合理性からしても、振出人の裏書人に対する抗弁を被裏書人に対して主張することを認めるべきである⁽¹⁰⁾と考える。したがって手形所持人たる被裏書人は、手形を裏書人に返還しなければならぬとされており、もちろんその手形金請求は権利濫用であり、固有の経済的利益を有しない。手形所持人は、抗弁切断の利益を享有することができないというべきであり、手形法一七条但書の解釈運用としてその適用が可能な事案であると考ええる。現行法の解釈を考えるにさいして、固有の経

済的利益という概念の果たす架橋的役割は重要である。このような考え方以外にも、権利主張できないとすべき場合が少なからずあるように思われる。¹¹⁾

なお最判昭和四五年は、手形所持人が手形金を請求することは権利濫用であり、そのことから手形法一七条但書の援用による判決であるとする見方もある¹²⁾。すなわち手形所持人の権利濫用の手形金請求の場合に、手形法一七条に徴し抗弁切断の利益を享有することができないとした最大判昭和四三年を基礎とする判決であるという位置付けである。現行法に根拠条文を求めないのであれば、同様に手形法一七条但書の解釈問題とする点で共通している¹³⁾。判例理論の展開は、むしろこちらではなからうかと思う¹⁴⁾。

(ii) 最大判昭和四三年との関連

最大判昭和四三年の多数意見は、「権利の濫用」により手形法一七条の趣旨を後者の抗弁に援用することができるといふ。手形所持人の権利濫用の場合に、手形法一七条但書の適用による抗弁切断の利益の否定ではなく、他人の抗弁を援用することによる手形金請求の否定であり、こうした処理を手形法一七条但書の趣旨にその根拠を求めるのであるから現行法に盛り込まれた役割は大きいであろう。これに対して松田裁判官は、次のように多数意見の主張する権利濫用は、手形法にいう悪意の抗弁にその根拠を見出しがたいという。

本来、XはY会社より支払を受けた手形金を手形裏書人に返還すべきであるとする。これの補強的理由が、次のような支払による免責（手形法四〇条三項）との関係である。すなわち「権利」を有する場合においては、その所持人が単なる「資格」を有する場合と異なり、「権利」が存在する以上、その権利行使が濫用と認められれば、一旦行使した権利の効果が否定されるということである。支払の免責は認められない。支払をなしたにも関わらず支払と認められない。手形債務者は、このことを危惧するとの名目の下に、「権利濫用」の抗弁を提出して支払を拒

むことが多くなり、手形の流通性を阻害し手形関係を混乱に陥れることになるのである。この点に関しては、確かに形式的権利者であるということは、まず支払いを確実に受けることができる地位を獲得した者であるということが法律上確実でなければならぬ。債務者の側からすれば、このような手形に対して支払うことにより確実に債務が消滅するのだからというのである。

他方、最判昭和四五年の多数意見は、手形所持人に固有の経済的利益がない場合には、手形債務者は受取人・裏書人に対する抗弁をもって被裏書人である手形所持人に対抗することができるとする。この判断に対しては、たとえば次のように基本的には権利濫用の法理と同じであると解する見方もある。「形式的には手形法一七条の保護を受けうるはずの被裏書人に対し、この者が経済的利益を有しないがゆえに、右の保護を否定するのは、まさに、権利濫用の法理の具体的発現であろう」とする見解がある¹⁵⁾。たしかに手形法一七条但書という所持人の悪意は文理上手形取得の時に必要であると解するのが適切であるが、抗弁事由は手形取得時において備わっていなくても権利行使の時にいて具体化するに至る場合もある¹⁶⁾。そうすると手形法一七条但書の適用としては、手形取得のときには所持人の悪意が存在せず、後に抗弁事由が所持人において明らかになったとしても、手形債務者は所持人に抗弁を対抗できないといわざるを得ない。しかしながら抗弁事由の存在すなわち、手形を所持する理由がなくなり手形を返還すべき事由が明らかになったときは、手形金を請求することは許容すべきではない。そこでこのように手形取得後に悪意になった者に対しては、手形法一七条但書の悪意ということはできないが、この場合もまた同条但書の趣旨に鑑みると抗弁を対抗できる一つの場合とすることもできると考えられる。すなわち抗弁切斷に関する手形法一七条但書の規定は、手形金請求が権利濫用である場合に、後者の抗弁の援用のために用いられ、そのさい悪意の要件につきこれを弾力的に解することもできるのである。

最大判昭和四三年が、所持人の手形取得の原因関係が消滅した場合に、同条但書の趣旨に徴してその手形金請求を排斥した考え方と同じように、最判昭和四五年は、固有の経済的利益というにせよ、二重無権の場合に手形法一七条但書の適用でなく人的抗弁の切斷を定めた法の趣旨に鑑み、振出人は裏書人に対する抗弁を手形所持人に対抗できると判示したと解することができる。¹⁷⁾この点に関して二重無権の場合においては、手形所持人が対抗される抗弁は、第一に、最大判昭和四三年が手形法一七条但書の趣旨に徴して援用したように、後者の抗弁そのものであるとする考え方が成り立ちうる。

第二に、最判昭和四五年がいうように、振出人の裏書人に対する抗弁が切斷されなかったため、手形所持人は裏書人に対する抗弁を対抗されるとする考え方である。これは抗弁切斷の問題であり、振出人は裏書人に対する抗弁を被裏書人に対抗できるかという手形法一七条但書の問題である。¹⁹⁾同条但書の適用に関する手形取得時における悪意の有無の問題は、一方、手形所持人の手形金請求が権利濫用であるという理由でその適用を妨げるものではないということになるし、同様に手形法一七条但書を云々せずとも抗弁切斷の利益なしという効果のみを考えることもできる。この場合に、最判昭和四五年は、固有の経済的利益という概念を導入することによって、手形法一七条但書の趣旨より手形所持人が抗弁切斷の利益を主張できない法律状態の存在することを指摘した。それは手形法一七条但書の悪意を取得時においてと固定する行き方からさらに発展的な解釈を示唆するものであると解することができる。

いづれにしても二重無権の場合には、手形取得後悪意のまま返還すべき手形を利用して手形金を請求することは権利の濫用であり、それとともに手形所持人に関する法律状態が固有の利益がないと評価されるときにもそもそも手形金を請求できる理由がなく、裏書人に対する抗弁が切斷されないと解される。もちろんこれらの場合に手形所

持人には抗弁切断の利益がないという効果を考えることができるが、その効果援用については、基本的に手形法一七条但書の趣旨に基づく考え方である。

② 最判昭和四八年以後

最判昭和四八年は、再び二重無権の事案において権利の濫用といい、最大判昭和四三年を引用した。Yが手形を振り出した原因関係は、本件実用新案件実施権の対価支払いを手形でするにつき信用のある者を振出人としているのであるから、この実施許諾契約に錯誤があり無効ということになればそれにもない無効になる。判例は、手形行為の無因性を基本として極端な事案は別に、²⁰最大判昭和四三年を典例例として、人的抗弁の個別性を前提に他人の抗弁を援用することはできないという骨組みを確立していることができる。ここでは手形を裏書人に返還すべきであるのに、これを所持したまま手形金請求するような場合には、例外的に振出人は信義則の考え方から他人の抗弁を援用して裏書人に対する抗弁を所持人にも対抗することができ、²¹妥当な結論を導くことができる。二重無権の場合も含めて後者の原因関係消滅の事案における判例の推移を権利濫用理論の手形法における適用面の流れにしてみるならば、最判昭和四八年の理論構成は比較的なじみやすいということが出来る。これに対して、手形の転々流通を見るにつき、手形所持人の法律上の地位が手形金の請求をなし得るとし難いと判断すべき場合があるとともに、これを手形所持人に経済的利益がないという評価をすることによりその手形金請求拒絶の理由とすることもできる。その場合の手形所持人の主観的態様が手形法一七条にいう害意に当たるか否かはしばらくおくこととして、いわゆる二重無権の事案において甲府地判平成一七年のように最判昭和四五年を引用したうえで、固有の経済的利益という構成で権利濫用論を回避する方向も現在のところ相当程度支持され定着している。²²

さらにこれらの中間的な考え方を行く次のように判示する裁判例がある。²³甲は丙に対しいわゆる二重無権（正確

には二重欠缺)による権利の濫用として、乙に対する原因関係欠缺(割引金不交付)の抗弁を対抗しその履行を拒絶できる地位にあるといわねばならないとして、最判昭和四五年を引用し、さらに手形権利者丙は原因関係上ないし経済上の利益を欠き、かつ、手形債務者たる甲には実質関係上の支払い義務が存しないからこのような場合に手形金の支払いを強要するのは両者の法的利益の均衡を著しく失するのであって、権利の濫用としてその支払請求を認めるべきではないと判示している。それとともにもう一つの考え方を示唆するものは、法人格の異別性主張が不当な場合において、売買契約解除に基づく受取人に対する人的抗弁を手形所持人に至るまでに善意の裏書人が介入するときでもその権利主張を拒むことができるとする事案のあることが注目される。²³⁾それ以外に、被裏書人が実質上手形上の権利を行使する利益を有しない場合は、手形債務者である振出人は裏書人との間の抗弁を所持人に対して主張することができるという理論の問題と考へなくとも、手形債務者が手形金請求を拒むことができる一場合と考へることでは足りないのではないかとする見解がある。²⁴⁾権利消滅の抗弁として把握する考え方である。

(6) 大判昭和一六年一月二七日民集二〇卷二五頁。

(7) それ以外に、小橋一郎「手形の無因性」鈴木竹雄Ⅱ大隅健一郎「手形法・小切手法講座(1)」(一九六四年)四一頁、特に五八頁以下の見解参照。

(8) 東京高判昭和三七年五月三〇日高民集一五卷五号三八〇頁、王義郎「判批」ジュリスト三三四号一四〇頁参照。

(9) ただし裁判所は、「…Xは本件手形につき単にその原因事実だけではなく、手形上の権利自体をも放棄したものであり…Xは爾後本件手形上の権利一切を行使しない趣旨であったことが推認できるから、Xは単にAに対する権利だけではなく、振出人たるYに対する権利も放棄したものと解するのが相当である。…」と事実認定し、この点においてすでにXの請求を理由なしとしている。この点に関する反論として、XA間の黙示の合意だけでXのYに対する権利が有効に放棄されたとみなしうるか疑問とする見解がある。それとともにXには自己固有の経済的利益がなく手形法一七条により抗弁切断は取引の安全性および迅速性を期するための法的技術であり絶対的原則ではないとして手形取得者が保護に値しない場合に

は抗弁切断の利益を享受せしめるべきでないとする判示部分には賛成する。王義郎「判批」ジュリスト三三四号一四一頁参照。

(10) 竹田省・手形法・小切手法（一九五五年）四八頁参照。

(11) 物的抗弁事由があればすべての手形債務者がすべての手形所持人に対してその旨を對抗することができる。たとえば意思能力の欠缺や制限行為能力者の抗弁がそうである。手形要件欠缺の抗弁がそうである（手形法二条一項・七六条一項）。支払済み、代物弁済、相殺、免除、更改の抗弁もそうである。受取文句記載の主張・立証があれば、当然に手形所持人の悪意・重過失によりその手形金請求は排斥されるであろう（手形法三九条一項・七七条一項三三〇）。これらは権利消滅の抗弁である。権利消滅の抗弁に関しては、権利消滅原因関係の当事者たる手形所持人だけではなく、その者の後者のすべてが悪意または重大な過失による取得者であることが主張・立証された場合には、現在の手形所持人も無権利の抗弁を対抗できるとする見解がある。坂井芳雄「約束手形金請求訴訟における要件事実とその立証」司法研究報告書第一四輯第二号九五頁以下参照。これに対して、後掲註（23）最判昭和五二年は、善意者の介在する場合に権利主張を拒むことができるとした事案である。

その他裁判例として、東京地判昭和三五年一〇月一七日下午民集一一卷一〇号二二一四頁は、手形割引をした者が手形金相当額を回収しながら手形金を請求することは権利がないものとして失当であるとする。二重無権の事案ではないが、理由を付けるとすれば固有の経済的利益がないということになる。

(12) 最判昭和四五年の考え方として、最大判昭和四三年に対する、受取人に対する抗弁事由をもって被裏書人に対抗することができるとした判断のよりどころを成文法上に求めるとすれば、やはり、一七条但書の趣旨に求めるほかはない、とする考え方を前提として、さらに一七条の但書の基礎にあるいわゆる一般悪意の抗弁制度の趣旨から推して、同条但書にある場合と同視して振出人が受取人に対して有する抗弁の切断を認めないと解すべきであるとする考え方には基本的に賛成である。横山・前掲註（2）二二三頁参照。

(13) 最判昭和四五年七月二六日民集二四卷七号一〇七七頁（一〇七九頁）は、「人的抗弁の切断を定めた法の趣旨は…」という。

(14) 龍田節「最大判昭和四三年判批」手形小切手判例百選「第四版」（一九九〇年）六八頁。

- (15) 河本・前掲註(2) 一三七頁。
- (16) 山口幸五郎「悪意の抗弁」鈴木竹雄Ⅱ大隅健一郎『手形法・小切手法講座(3)』(一九六五年) 二二一頁以下、川又良也「判批」手形小切手判例百選「第三版」(一九八一年) 八八頁、河本一郎「手形法における悪意の抗弁」民商法雑三六卷四号二八頁、特に三〇頁以下参照。
- (17) 横山・前掲註(2) 二二四頁。
- (18) 手形法一七条但書を適用するのであれば、悪意の取得時期に関する問題がでてくるが、趣旨に徴しということで特定の効果を考慮するかぎり特に問題であるとはいえない。
- (19) 最判昭和三七年五月一日民集一六卷五号一〇一三頁は、「…しかし手形法一七条但書は、手形債務者が手形所持人の前者に対し人的抗弁をもつて対抗しえた場合に、手形所持人が害意をもつて手形を取得したときは、これに対しても右人的抗弁をもつて対抗しうる旨の規定であつて、手形所持人の前者が善意であるため、手形債務者がこれに対し人的抗弁を対抗しえない場合においても、その前者の地位を承継し手形所持人に対しその悪意を云為して右人的抗弁の対抗を許すものと解すべきではない。…」と判示する。抗弁は債権の譲渡とともに転々流通するものであると解し、流通保護のため悪意者を保護する必要はないということは当然であり簡單明瞭であるとする考え方である。
- 他方において、手形法の観点よりその根拠を手形行為の無因性から、手形の裏書により移転するのは手形債権であり、手形の譲渡によつて手形外法律関係である人的抗弁は被裏書人に承継されないとする見解もある。田邊光政・最新手形法小切手法「四訂版」(二〇〇五年) 一五七頁参照。
- (20) 最判昭和四六年四月九日民集二五卷三号二六四頁参照。小切手に関する事案であるが参考にすることができる。乙の賭博による金銭給付義務の履行のために丙に交付された甲振出の小切手の支払請求に対して、小切手の所持人丙が振出人甲に対して小切手金の支払いを求めることは公序良俗に反して許されないとしている。
- (21) 東京地判昭和四六年二月一二日下民集三二卷一・二号一五五頁、大阪地判昭和四九年一月一四日判例タイムズ三二〇号二八六頁、名古屋高判昭和五七年八月二七日判例タイムズ四九一号一四四頁参照。
- (22) 大阪地判昭和四九年一月一四日判例タイムズ三二〇号二八六頁。
- (23) 最判昭和五二年九月二二日旬刊金融法務事情八四一号三五頁。

(24) 谷口茂栄「前掲東京高判昭和三七年判批」判例タイムズ一六六号八四頁以下参照。

三 固有の経済的利益に関するその他の議論との関連

固有の経済的利益の概念は、隠れた取立委任裏書の場合に振出人が裏書人に対して有する抗弁をもって被裏書人に対抗できるとする根拠を説明するためにも用いられている。実質的にもその権利が被裏書人に移転すると解する信託裏書説において、被裏書人のする権利主張を排斥するための理論が必要であったからである。固有の経済的利益の概念は、主要な二つの学説いずれにおいても重要な概念であると解する。ここでの固有の経済的利益がない場合は、後述のように隠れた取立委任裏書の場合において、裏書の原因関係が権利行使の効果を他の者に帰属させることを目的とするため、自己のもとに権利行使の効果をとどめておくことができない被裏書人の地位である。これに対して、二重無権の場合は、手形所持人は、形式的な資格者ではあるが実質的に権利主張できないため固有の経済的利益がない場合であり、裏書人に対する抗弁を対抗される。

1 隠れた取立委任裏書における固有の経済的利益

隠れた取立委任を受けた被裏書人が振出人に対して手形金請求する場合において、振出人が裏書人に対して抗弁を有するとき、その抗弁をもって被裏書人のする請求を排斥するさい、固有の経済的利益という概念が用いられることがある。取立委任裏書は、当事者間の合意としては手形金取立のための裏書であり手形上の権利の移転のためのものではなく、当事者間の合意は人的抗弁事由であり裏書人は被裏書人に対して担保義務を負わない。取立委任裏書の法的性質に関する信託裏書説²⁵⁾によると、手形上の権利は完全に移転するから、抗弁切断の可否は同様に手形法一七条但書により抗弁切断の利益を有するところ、裏書が手形上の権利移転のためのものではないことから、被

裏書人は形式的・実質的にも権利者ではあるが被裏書人には固有の経済的利益がないことを理由に振出人の裏書人に対する抗弁事由は被裏書人にも対抗することができる。他方、資格授与説²⁶によると、本来被裏書人は手形法七条但書により抗弁切断の利益を有するところ、手形上の権利は依然として裏書人のもとにあるから、被裏書人は形式的には権利者ではあるが、被裏書人には流通保護の観点から認められるべき抗弁切断の利益はなく、振出人の裏書人に対する抗弁は被裏書人に対抗することができる。

これに対して、振出人と受取人との間における原因関係消滅の抗弁を裏書人と被裏書人の原因関係もまた消滅している場合、すなわち二重無権の場合において、前述のように手形所持人には固有の経済的利益がないという理由で、振出人は裏書人に対抗することができる抗弁を被裏書人・手形所持人に対抗することができるとする一連の判例がある。ここでは手形所持人は、被裏書人として形式的権利はあるが原因関係消滅の故に実質的には無権利者となっている。しかし隠れた取立委任裏書の場合は、被裏書人はあくまで取立委任を受けて手形を所持している。その法律関係が異なるということが出来る。隠れた取立委任裏書の場合に被裏書人は手形を所持する理由があるのに対し、二重無権の場合のように原因関係が消滅しているときは手形を所持する理由がない。その適用場面が異なっているといわざるを得ない。

隠れた取立委任裏書の場合における固有の経済的利益を考えるさい重要なことは、手形の辗转流通の過程において、被裏書人は取立委任により適法に手形を所持していることである。たしかに二重無権の場合においても、手形所持人が手形を所持するに至った理由は違法でない場合もある。しかし振出人と裏書人間の原因関係とともに裏書人と被裏書人との間の原因関係が解除されあるいは取消・無効のとき、被裏書人は実質的権利者ではなく手形を所持する理由がないことである。このような法律状態は、手形行為の無因性を前提として信義則の適用をより

適当とするようでもある。あるいは二重無権の場合には、固有の経済的利益の概念を導入することにより被裏書人の手形金請求を拒絶することができるとしても、隠れた取立委任裏書の場合とは異なるものであるのかその検討が重要である。

このように固有の経済的利益の有無という考え方は、隠れた取立委任裏書の場合において、被裏書人に権利主張の根拠がないことを説明する必要から用いられる概念である。隠れた取立委任裏書の場合においても、固有の経済的利益の概念は、手形法一七条但書の悪意がないにもかかわらず抗弁切断の利益を受けえないという法律状態を説明するための理論として定立された概念である。その意味では手形法一七条では吸収されず、その射程範囲を超えているということもできる。しかし固有の経済的利益の意義は、手形法一七条の規定する人的抗弁の切断の可否の問題として検討することができる²⁶⁾と考える。手形所持人に手形債務者を害する意図がなければ抗弁は切断されるのであるから、固有の経済的利益の有無は手形法一七条という害意の解釈として考える余地がある。固有の経済的利益の有無は、被裏書人の主観的態様の一つの問題として把握することになる。このような被裏書人に関する法律状態を手形法一七条に反映させると、隠れた取立委任の場合において被裏書人は常に固有の経済的利益を有しないことになるから、この場合には被裏書人の悪意が擬制されることに帰着するということもできる²⁷⁾。

ところで最判昭和四五年の事案における原告はまさに取立委任を目的とする期限後裏書の被裏書人である。そうすると最判昭和四五年の事案は、取立委任裏書に関する固有の経済的利益の問題として処理することも可能であったと考えることもできる²⁸⁾。他方において、いわゆる二重無権の場合は、先に述べたように隠れた取立委任裏書における法律関係とは異なり、丙は手形を所持する理由を有しない。いずれも適法な手形流通の過程において手形を取得し、手形金を請求するにさいして固有の経済的利益がないということで説明が可能である。もちろんその適用場

面が異なることも前述のとおりである。裁判所が、隠れた取立委任に関する後掲最高裁判所の昭和三九年判決²⁹を用いなかっただのは、これらを考慮したものと思われる。

2 信託裏書説と資格授与説における固有の経済的利益再論

信託裏書説は、手形上の権利は被裏書人に完全に移転しているものと解する。裏書は取立委任を目的とするものであり、取立委任の合意は裏書人・被裏書人間の人的抗弁事由となる。隠れた取立委任裏書を信託的な手形上の権利移転と解する場合には、実質的な手形上の権利の移転があると解する。実質的に権利が移転しているのであれば権利行使できるのは当然のことである。しかし被裏書人は、裏書人の代理で手形金を取り立てるために手形上の権利を行使するのであるから、裏書人に対する抗弁を主張される地位にあり、抗弁切断の利益享有の主体たり得ない。にもかかわらず手形法一七条は、人的抗弁の切断を定めているのであるから、これを否定するために被裏書人の法律状態を説明する必要がある。そこで被裏書人には、抗弁切断の利益を受けることができる固有の経済的利益がないとすることは前述のとおりである。手形金請求の観点からいうならば、手形所持人である被裏書人は自己の利益として手形上の権利を主張することができないということになるであろう。

他方、資格授与説によると、手形上の権利は依然として裏書人のもとにあると解する。取立委任裏書の場合は、被裏書人が裏書人に代わり手形上の権利を行使する権限を与えられているにすぎない。形式的には譲渡裏書が行われ被裏書人が手形上の権利者ではあるものの手形の実質的権利者は裏書人である。依然として手形上の権利自体が裏書人に帰属しており、さらに進んでいうならば裏書人が利益の帰属主体であるということであるから、被裏書人が手形法一七条に基づき抗弁切断の利益を享有することができるか否かの判断においてどのように解すべきかということを説明しなければならぬであろう。資格授与説により、このような法律状態を説明するならば、被裏書人

は、手形金請求につき固有の経済的利益を有しない地位にあるため、裏書人の受ける抗弁が切斷されず手形金請求を拒まれることになるのではなからうか。裏書人が手形上の権利者であり被裏書人が形式的資格者にすぎないということだけでは権利主張を拒むことはできないのであるから、このような被裏書人は、資格授与説による場合にも固有の経済的利益がないといえることができる。

それとともに従来より主張されている見解がある。裏書人が対抗を受ける抗弁は、取立委任を受けた形式的な権利者にすぎない被裏書人に対抗することができる。そして抗弁の付着する手形上の権利が依然として裏書人のもたにあるということは、裏書の性質を債権譲渡であると解するにしても、人的抗弁の属人性からしても抗弁は裏書人がきりて対抗されるべきことになるはずである。その手形を被裏書人が取立権を与えられ所持しているのであれば、被裏書人は振出人の裏書人に対する抗弁を対抗されるのは当然であると解する考え方である。

3 隠れた取立委任裏書に関する判例における固有の経済的利益

隠れた取立委任裏書の法的性質を判例がどのように解しているかは、確定的でなくまた必ずしも明らかではないものもある。最高裁判所の昭和四四年判決³⁰⁾は、次のように信託裏書説により判示している。すなわち本件手形の裏書は、裏書人が自己の有する手形債権取立のためにする隠れた取立委任裏書であり、「裏書人が自己の有する手形債権の取立のため、その手形上の権利を信託的に被裏書人に移転するものと解すべきである」として最高裁判所の昭和三一年判決³¹⁾を引用し、隠れた取立委任裏書の法的性質が信託裏書であることを明確にした³²⁾。ただし固有の経済的利益という文言は出てこない。

この判決の直前に出された最高裁判所の昭和四三年判決³³⁾は、いずれの説によるとも決しがたいし、また固有の経済的利益という文言は用いていない。そのためか資格授与説による最判昭和三九年の理論と明らかな違いはないと

いう見方もある。しかし裁判所は、原審の判断を是認しており、原判決理由では、「…本件手形上の権利は被裏書人であるXに移転したものとすべきではあるが、Xは本件手形上の権利を行使するにつき自己固有の利益を有しないものと認めるを相当とする。…」と判示し信託裏書説によっている。

最判昭和三九年は、資格授与説の立場によるものとみられる。³⁶ 事案は、振出人・受取人たる訴外Aの依頼によりX銀行がこれを割引取得し、AのXに対する預金債権と相殺された後、原審係属中の特約により引受人であるYに對する手形上の権利行使をXがAより委任されたというものである。裁判所は、特約により当初の譲渡裏書が取立委任裏書の趣旨に変更されたとし、「…隠れた取立委任裏書がなされた場合においては、その裏書の当事者間では、手形上の権利は実質的には被裏書人に移転することなく依然裏書人に帰属するものと解されるから、手形債務者の側から裏書人に対して有する人的抗弁をもつて被裏書人に対抗した場合には、被裏書人において裏書による抗弁切斷を主張できないものと解するのを相当とする…」として、手形債務者は隠れた取立委任裏書の裏書人に対して有する人的抗弁事由をもつてその被裏書人に対抗しようと判示している。ここでは固有の経済的利益という文言は用いられていないが、手形上の権利が依然として実質的には裏書人のもとにあるような場合には、振出人の裏書人に対する抗弁を被裏書人に対抗できるとするものである。

(25) 田中耕太郎・手形法小切手法概論（一九三七年）三八〇頁、井澤孝平・手形法・小切手法（一九五三年）四〇〇頁、竹田・前掲註（10）一一四頁など。

(26) 大隅健一郎・新版手形法小切手法講義（一九八九年）一一三頁、田邊、前掲註（19）一七八頁など。

(27) 田中・前掲註（25）三八〇頁以下、大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法（一九七七年）一三三頁参照。

(28) 竹内・前掲註（2）法協八九卷二号二二一頁は同趣旨を述べる。

- (29) 最判昭和三九年一〇月一六日民集一八卷八号一七二七頁。以下、「最判昭和三九年」という。
- (30) 最判昭和四四年三月二七日民集二三卷三三六〇一頁。Y₁組合の理事長が、自己が代表取締役をする会社の資金捻出のため、原因関係がないのに本件手形他七通を振り出し、Y₂が割引斡旋依頼してこれを訴外Aに裏書交付した。ところが委任期間内に割引ができなかったのでY₂がその返還を求めたが、本件手形は回収されず数人を経て訴外Bに交付されXが裏書を受けたという事案である。原審裁判所は、Xに対する本件手形の裏書譲渡は、BがY₁・Y₂から対抗を受けるかもしれない悪意の抗弁を切斷するため、Xをして訴訟行為をさせることを目的としてなされたという認定をしている。
- (31) 最判昭和三一年二月七日民集一〇卷二二七頁。
- (32) 裁判所は「…本件のように隠れた取立委任のための手形の裏書が訴訟行為をなさしめることを主たる目的としてなされた場合においては、たんに手形外における取立委任の合意がその効力を生じないのとどまらず、手形上の権利の移転行為である裏書自体もまたその効力を生じえないものと解するのが相当である。…」と判示している。
- (33) 最判昭和四三年二月一六日週刊金融・商事判例九九号一〇頁。事案は次のとおりである。Y会社は、本件手形をA会社もしくはその代表取締役において支払い、Yは支払義務を有しないとす約定のもとで、Aを受取人として振り出した。Aにおいて直接Yに手形金請求をなすときは、Yは支払義務を有しないとす人的抗弁を対抗されるおそれがあることから、Aはこれを回避するため本件手形をBに裏書し、これがさらにXへ裏書され、Xが所持するに至った。いずれも白地式の隠れた取引委任裏書である。
- (34) 前掲註(33) 週刊金融・商事判例九九号一一頁、囲み記事参照。
- (35) 東京高判昭和四二年七月一三日週刊金融・商事判例七四号一一頁。
- (36) 同じく資格授与説によるものとして、大判昭和九年一月一〇日法学四卷五〇二頁がある。

四 おわりに

いわゆる二重無権における手形所持人の手形金請求は、手形所持人は裏書人との原因関係が消滅していることか

ら、裏書人に手形を返還すべきであるのに自己のもとにある手形を利用して手形金を請求する場合に、手形法特有の問題に直面することになる。手形行為は、原因関係とは無関係な無因性の法律行為である。この点に関しては、権利移転行為有因論の立場より、手形所持人は手形上に被裏書人記載されているはいるが、すでに無権利者であるという理由によりその手形金を排斥することができる。これに対して手形行為の無因性からすると、被裏書人は形式上権利者であるから手形上の権利を行使することができるのではないかということになる。しかし手形法は、そのように規定しない。手形法一七条但書は、手形所持人が悪意で手形を取得した場合に、抗弁切断の利益を享有することができないと規定しているからである。そして手形取得のとき悪意でない場合もある。判例は、一つには権利濫用によりこれらの障害を克服していることはすでに見たとおりである。また固有の経済的利益の概念を用いることにより、手形所持人の手形金請求を拒否するという考え方は、手形所持人が抗弁切断の利益を享有できるかという判断を基礎としている。それとともに手形法一七条但書への架橋的役割も重要であると考える。ただし最判昭和四五年は、抗弁切断の利益なしという効果のみを用い手形法の条文は明示していない。しかし「人的抗弁の切断を定めた法の趣旨」という文言はあるので、両方の考え方は手形法一七条但書の解釈に向けて相当に接近しているものと考えてよいであろう。

また固有の経済的利益という概念は、隠れた取立委任裏書に関する信託裏書説または資格授与説いずれの説によっても、被裏書人には固有の経済的利益がないという理由で、その善意悪意を問わず裏書人が受ける抗弁を同様に対抗されると解すべきはすでに述べたとおりである。そしてこの場合の手形所持人の権利主張が拒まれる理由を手形法一七条但書の悪意に求める考え方、すなわち取立委任の関係の存在自体が悪意の抗弁を成立させるものと解することができるとする説²⁷⁾には、固有の経済的利益の本質が現れていると解することができるのである。固有の経済的

利益は、所持人の前者に対する抗弁切断の効果を左右する重要な概念である。いわゆる二重無権の場合も手形所持人の権利主張が拒否される理由を権利濫用がある場合に法の趣旨に鑑み手形所持人の手形金請求を拒否できるとするとともに、手形法一七条但書の弾力的解釈により悪意の手形所持人としてその手形金請求を拒むことができる。解する方向も間違いではないと考えるが、固有の経済的利益という考え方は現行法の条文に根拠を求める解釈として妥当であろう。⁽³⁸⁾

(37) 前掲註(27)の文献参照。

(38) 梶康郎・註釋商法要覽(一九二六年)六二〇頁、司法省民事局編纂・手形法案説明書(一九三三年)三二六頁・三七頁参照。